

御食国若狭おばま食文化館 健康くつろぎ広場「濱の湯」 指定管理者募集要項

1. 募集目的

福井県小浜市は、豊かな食に関する歴史を活かしながら、地域の活性化、住民福祉の向上および環境と調和したまちづくりに寄与することを目的に、平成13年9月26日に小浜市食のまちづくり条例を制定し、平成15年9月に、拠点施設として御食国若狭おばま食文化館（以下「食文化館」といいます。）を開設しました。

食文化館の機能の一つに、市民の健康増進を図る健康くつろぎ広場「濱の湯」（以下「濱の湯」といいます。）があります。

濱の湯は、医食同源の観点から、心身を癒す温浴施設として開設以来市内外の多くの方々に親しまれており、令和5年3月にはお食事処とラウンジをリニューアルしてさらに魅力を増幅しました。

平成27年4月1日以降は指定管理者制度を導入し、民間活力によりサービスの向上や運営の効率化を図っており、今回、令和7年4月1日から10年間の指定管理者を募集します。

2. 施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 施設名称 | 御食国若狭おばま食文化館 健康くつろぎ広場「濱の湯」 |
| (2) 施設の位置 | 福井県小浜市川崎3丁目4番 |
| (3) 施設規模 | 延床面積 1312.2㎡
建物構造 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 |
| (4) 施設現況 | 温浴施設（足湯含む）、厨房施設、控室、事務室、倉庫、トイレ
和室小上がり、テーブル席、ビューラウンジ |

3. 業務内容

指定管理者は、次の業務を行います。

- (1) 御食国若狭おばま食文化館の設置および管理に関する条例（平成15年小浜市条例第24号。以下「条例」という。）に掲げる業務

ア 濱の湯の施設および設備の維持管理に関する業務

イ 市民の健康増進に関する業務

ウ 前各号に掲げるもののほか、濱の湯の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

- (2) 自主事業

上記(1)のほか指定管理者は、市長の承認を得て、濱の湯の設置目的に反しない範囲内で自主事業を行うことができます。

その他、業務内容の詳細については、健康くつろぎ広場「濱の湯」指定管理に係る業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

4. 指定期間

指定管理者が管理を行う期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間とし、再指定を妨げないものとします。

ただし、指定の期間内であっても、市長が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めたとき、または緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部を停止させることがあります。

5. 費用の負担

指定管理者は、この応募に際し、収支予算書（自主事業を含む。）で提示した納付金を毎年度、市に納付していただきます。納付金の最低額は750万円とします。ただし納付金は、事業計画書で提示した納付金の納付基準に従い、協定書の規定に基づき、年度ごとに定めるものとします。

6. 利用料金

- (1) 指定の期間中（令和7年4月1日から令和17年3月31日まで）の毎年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる年度をいう。以下同じ。）の利用料金は、指定管理者の収入とします。
- (2) 利用料金は、条例別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとします。
- (3) 指定管理者業務に係る経費および収入の経理は、指定管理者の他の業務に係る経理と区分し、明確に管理してください。

7. 休館日等

条例第8条の規定に基づき、休館日を定めています。ただし、指定管理者が臨時に開館または休館するときは、市長の承認が必要となります。

8. 応募資格

応募資格は、次に掲げる要件に該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 応募書類提出時点において、地方公共団体の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 国税もしくは地方税または本市の徴収金を滞納していないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他濱の湯の管理運営を行うのにふさわしくないものでないこと。
- (6) 本件指定管理者の候補者の選定を行う指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員の属する法人等でないこと。

9. 応募書類

(1) 応募書類

応募者は、次の書類を提出してください。

- ア 小浜市公の施設の指定管理者の指定申請書（小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年小浜市規則第35号）第3条第1項）
- イ 小浜市公の施設の事業計画書（小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第3条第2項）
- ウ 小浜市公の施設の収支計画書（小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第3条第3項）

※事業計画書等は、現実に即し、達成可能な内容としてください。将来展望や可能性については、別提案としてください。

エ 添付書類

- ①定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類
- ②法人の場合、登記簿謄本または登記事項証明書・法人納税証明書・消費税納税証明書
- ③法人でない団体の場合、役員の氏名および住所を記載した書類
- ④指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表・損益計算書、その他財務の状況を明らかにすることができる書類
- ⑤指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書およびその業務の内容を明らかにすることができる書類
- ⑥申請の資格を有していることを証する書類（誓約書）
- ⑦その他市長が必要と認める書類（応募者が法人以外の団体でこれらの書類が得られないときは、これに類する書類を提出してください。）

(2) 提出部数

1 1部（正本1部、副本10部）および電子データ一式

(3) その他

- ア 提出書類は、原則としてA4版の縦型とします。
- イ 応募に際し必要となる経費は、応募者の負担とします。
- ウ 提出書類は、理由の如何を問わず、返却しません。
- エ 応募後に申請内容の変更もしくは追加または申請の辞退をされる場合は、変更等届出書（別紙様式）により届け出てください。
- オ 提出した書類および申請内容の変更は、提出期限の経過後はできません。ただし、選定委員会の開催前において、誤字を訂正するため、その他やむを得ない事情があると市長が認めたときは、変更をすることができるものとします。この場合は、市が指示する期間までに変更を行っていただきます。
- カ 著作権の帰属
応募書類の著作権は、指定申請した法人等に帰属します。ただし、市は選定結果の公表その他必要があると認めるときは、応募書類の内容を無償で使用することができるものとします。
- キ 第三者の権利の侵害
指定申請した法人等が、応募に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、または第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を当該法人等が負うものとします。
- ク 関係法令の遵守
応募書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。
- ケ 追加書類の提出
市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- コ ヒアリングの実施
市が必要と認める場合は、ヒアリングを実施する場合があります。
- サ 資料の取扱い
市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁じます。

10. 募集要項の公告、広報に関すること

指定管理者の募集について、公告するとともに、令和6年9月9日（月）から同年10月8日（火）までの間、市の公式ホームページにこの募集要項を掲載し、公募します。

1 1. 応募書類の提出締切等

- (1) 提出締切 令和6年10月8日(火)の午後6時00分まで
- (2) 提出方法 持参または郵送
- (3) 提出先(受付場所)
〒917-0081
福井県小浜市川崎3丁目4番 「御食国若狭おばま食文化館」

1 2. 募集に関する質問の受付等

- (1) 受付期間 令和6年9月23日(月・祝)の午後6時00分まで
- (2) 質問方法 質問書(別紙様式)を電子メールで提出してください。
- (3) 質問の回答 令和6年9月27日(金)までに、質問者全員に電子メールで回答します。やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、別途連絡します。なお、回答は、この募集要項と一体のものとして、募集要項と同等の効力を有するものとします。

1 3. 施設見学会

応募を検討している団体を対象に、見学会を開催します。

- (1) 開催日時 令和6年9月25日(水)9時00分から
- (2) 集合場所 御食国若狭おばま食文化館
- (3) 参加者 1応募者につき2名まで
- (4) 申込締切 令和6年9月23日(月・祝)の午後6時00分まで
- (5) 申込方法 電子メール(任意様式)

1 4. 指定管理者の候補者の選定、協定の締結等

- (1) 選定委員会による選考
公正かつ公平に指定管理者の候補者を選定するため、選定委員会を設置し、申請者の中から適格者を選考し、適格者が複数ある場合はそのうち2法人等の順位を定めて優先交渉権者とし、その審査結果を市長に具申します。
なお、指定管理者の候補者の選定は、書類審査およびヒアリングにより行います。
- (2) 指定管理者の候補者の選定
選定委員会から意見の具申があったときは、市長はこれを勘案して、適格者が複数ある場合はその順位を定め、指定管理者の候補者を選定します。当該指定管理者の候補者との交渉が調わないときは、次順位者を指定管理者の候補者とします。
- (3) 指定管理者の指定
指定管理者の候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の候補者を指定管理者に指定する議案を市議会に付議し、その議決を受けたうえで、指定管理者を指定します。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者がこの募集要項に定める基本的事項に反したときなど、指定管理者に指定することが著しく不相当であると認められる事情が生じたときは、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。
なお、上記ただし書に該当する場合および市議会が議案を否決した場合においても、指定管理者の候補者が施設の管理運営の準備のために支出した費用や事業計画書の作成等に要した費用については、市は一切補償しません。
- (4) 協定の締結
市長と指定管理者との間で、指定管理業務に関する協定を締結します。
- (5) 選定の基準
小浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年小浜市条例第28号)第4条第1項各号に掲げる基準に照らして、審査を行います。

なお、審査における主な評価項目は、次のとおりです。

- ア 事業計画書による公の施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力および人的能力を有するものであること。
- エ 具体的な審査項目および配点については、別記1の審査項目および配点表のとおりとし、その得点に基づき、指定候補者を選定します。

15. 選定結果の通知等

(1) 選定結果の通知

選定結果については、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第5条の規定により、指定申請したすべての法人等に通知します。

なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

(2) 指定管理者の候補者の選定等の公表

指定管理者の候補者の選定後、応募の概況、選定した指定管理者の候補者名を公表します。

(3) 指定管理者の指定の通知

指定管理者を指定したときは、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第7条の規定により、指定をした法人等に対しては「小浜市公の施設の指定管理者の指定通知書」により、指定をしなかった法人等に対しては「小浜市公の施設の指定管理者の不指定通知書」により通知します。

16. その他

(1) 業務の引継ぎ

指定管理者に指定されたときは、指定管理業務の引継ぎに入っていただきます。

(2) 指定の取消し等

指定管理者が、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第13条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じることがあります。

17. 指定管理者の指定等のスケジュール

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 募集要項の公告 | 9月9日(月)～10月8日(火)まで |
| (2) 施設見学会(希望者のみ) | 9月25日(水)午前9時00分から |
| (3) 質問書の受付 | 9月23日(月・祝)午後6時00分まで |
| (4) 質問書の回答 | 9月27日(金)午後6時00分まで |
| (5) 指定申請書の提出締切 | 10月8日(火)午後6時00分まで |
| (6) 選定委員会による選考 | 10月17日(木)午前10時00分から |
| (7) 指定管理者の候補者の仮決定 | 10月下旬 |
| (8) 指定管理者の候補者との協議 | 11月上旬 |
| (9) 指定に関する議案を上程 | 11月上旬 |
| (10) 議会議決後、市長からの指定 | 12月下旬 |
| (11) 指定管理者と本協定締結 | 令和7年3月 |
| (12) 指定管理者の管理業務の開始 | 令和7年4月1日 |

18. 問合せ先

〒917-0081

福井県小浜市川崎3丁目4番 小浜市 企画部 食のまちづくり課
(御食国若狭おばま食文化館)

電話 0770-53-1000

FAX 0770-53-1036

E-mail : syoku-machi@city.obama.lg.jp

**御食国若狭おばま食文化館 健康くつろぎ広場「濱の湯」
審査項目および配点表**

審 査 項 目	配 点
<p>1 利用者の平等な利用が確保されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の市民に対して不当に利用を制限したり、優遇したりすることはないか。 ・障がい者等への対応は十分に図られているか。 	<p>必 須</p> <p>(確保されない場合は失格)</p>
<p>2 事業計画の内容が、濱の湯の効用を最大限に発揮するものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の内容が、具体的・現実的であり、創意工夫が見られるか。 ・施設の利用を促進させる方策（宣伝・広告等）、取組みがとられているか。 ・自主事業の内容が、設置目的に合致しているか。 ・利用者への応接等の職員研修を計画しているか。 ・利用者の要望・苦情を把握し、改善に結びつける方策がとられているか。 ・安全管理対策、緊急時等の対応策がとられているか。 ・管理運営に支障のない現実的な経費見積もりがなされているか。 ・効率的な管理運営（経費削減）のために創意工夫が見られるか。 	<p>3 0</p>
<p>3 事業計画の内容が、濱の湯の管理を安定して行う能力を有していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書記載の業務を遂行するのに十分な職員体制がとられているか。 （管理運営組織、職員数、職員採用、研修体制等） ・職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制が整っているか。 ・職員の地元雇用に配慮されているか。 ・類似施設等の管理運営の実績はどうか。 ・現場に対する管理部門の支援体制は確立されているか。 ・収支計画書の内容は適正か。 ・安定した管理体制を提供できる財政基盤があるか。 	<p>3 0</p>
<p>4 本市の食のまちづくり条例や食のまちづくり計画に則ったものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食のまちづくり条例を理解し、市民の健康増進が図れるか。 ・利用者（観光客）を市内へ誘導する取組みはあるか。 ・食のまちづくり関係団体や川崎地区関係者、行政団体等との連携は図れているか。 ・市の特性を活かしたサービスの提供や、市内での物品調達について配慮されているか。 	<p>2 0</p>
<p>5 納付金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付金額は適切か。 	<p>2 0</p>
<p>合 計</p>	<p>1 0 0</p>